

食と地域の交流促進対策交付金実施要綱

平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2356 号

農林水産事務次官依命通知

第 1 趣旨

農林漁業者の所得向上と集落の維持・再生を図るためには、農山漁村の 6 次産業化を推進するなど、農山漁村の活性化を図ることが喫緊の課題である。

このためには、食をはじめとする豊かな地域資源をいかし、創意工夫に富んだ集落ぐるみの都市農村交流等を促進することが重要である。食と地域の交流促進対策交付金（以下「本交付金」という。）は、こうした多様な取組を拡大するため、地域にとって使いやすい交付金を国が直接交付し支援することにより、農山漁村の活性化を推進するものである。

第 2 事業内容

本交付金で実施する事業は次に掲げるとおりとし、その事業内容、事業実施主体、交付金の交付を受けるための採択要件等は別表に定めるものとする。

1 食と地域の交流促進集落活性化対策

「子ども農山漁村交流プロジェクト」、グリーン・ツーリズムなど、食をはじめとする豊かな地域資源をいかし、農山漁村を教育、観光などの場として活用する、集落の多様な都市農村交流等を促進する取組を支援する。

2 食と地域の交流促進支援対策

個々の集落では対応できない専門的・技術的課題を調査研究し、その成果を全国各地域の都市農村交流等の取組の拡大につなげる民間団体の活動を支援する。

3 都市農業振興整備対策

都市農業の機能や効果が十分発揮できるよう、都市住民の理解を促進しつつ、都市農業を振興するために必要な市民農園等の整備を支援する。

第 3 事業の公募

地方農政局長等（第 2 の 1 及び 3 の事業にあつては、事業実施主体の主たる事務所が北海道に所在する場合は農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）、事業実施主体の主たる事務所が沖縄県に所在する場合は内閣府沖縄総合事務局長、その他の場合にあつては地方農政局長、第 2 の 2 の事業にあつては、農村振興局長。以下同じ。）は、本交付金で実施する

各事業について、農村振興局長が別に定める公募要領により事業実施提案書を公募し、選定する。

第4 事業実施期間

本交付金で実施する各事業の実施期間は、原則として、次に定めるところによる。

- 1 食と地域の交流促進集落活性化対策は2年間（別表の事項の欄の1（4）の事業については1年間）
- 2 食と地域の交流促進支援対策は1年間
- 3 都市農業振興整備対策は1年間

第5 事業実施の手続

- 1 事業実施主体は、農村振興局長が別に定めるところにより、交流促進計画を作成して、第2の1の事業にあつては集落協定が確認できる資料を参考資料として添付して、地方農政局長等に提出するものとする。
- 2 地方農政局長等は、1により提出された交流促進計画を審査し、承認するものとする。
- 3 地方農政局長等は、承認を行った交流促進計画について取りまとめ、これを農村振興局長に報告するものとする。
- 4 農村振興局長が別に定める交流促進計画の重要な変更については、1、2及び3に準じて行うものとする。
- 5 毎年度の実施手続
 - （1）事業実施主体は、毎年度、農村振興局長が別に定めるところにより、年度別交流促進計画を作成し、これを地方農政局長等に提出するものとする。ただし、第5の1により交流促進計画を地方農政局長等に提出した年度については省略することができる。
 - （2）地方農政局長等は、事業実施主体から提出された年度別交流促進計画について取りまとめ、これを農村振興局長に報告するものとする。

第6 助成

国は、予算の範囲内で本交付金に関連して必要となる経費について、農村振興局長が別に定めるところにより、事業実施主体に助成する。

第7 完了報告

事業実施主体は、第5の2で地方農政局長等が承認した交流促進計画に基づくすべての事業が完了したときは、農村振興局長が別に定めるところにより、地方農政局長等に報告するものとする。

第 8 事業実施結果の評価

- 1 第 2 の 1 及び 3 の事業について、事業実施主体は、農村振興局長が別に定めるところにより、目標年度（事業完了の翌年度）までの毎年度、第 5 の 2 で地方農政局長等が承認した交流促進計画に定められた目標の達成状況について評価を行い、地方農政局長等に報告するものとする。
- 2 地方農政局長等は、事業実施主体から報告された事業評価について、その内容を評価し、その結果を農村振興局長が別に定めるところにより、農村振興局長に報告するとともに公表するものとする。
- 3 地方農政局長等は、第 8 の 2 による事業評価の内容を評価するにあたり、農村振興局長が別に定めるところにより、有識者で構成する第三者機関を設置し、意見を聴取するものとする。
- 4 1 により報告を受けた地方農政局長等は、目標達成が低調な事業実施主体に対して、重点的な指導、助言等を行うとともにその結果について公表するものとする。

第 9 推進指導等

国は、農林水産省本省及び地方農政局並びに内閣府沖縄総合事務局における推進指導体制を整備するとともに、必要に応じ試験研究機関等と連携して、本交付金で実施する事業の実施についての指導推進に当たるものとする。

第 10 他事業との連携

本交付金で実施する事業のうち、第 2 の 1 の事業については、その円滑かつ効果的な事業の推進を図る観点から農村振興局長が別に定める事業との連携に留意の上実施するものとする。

第 11 委任

本交付金で実施する事業の実施に当たっては、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めるところによるものとする。

別表

| 事 項 | 事 業 内 容 | 事業実施主体 | 採択要件 | 交付率 |
|---|---|--|--|-----------|
| <p>1 食と地域の交流促進集落活性化対策</p> <p>(1) 子ども交流推進 (子ども農山漁村交流プロジェクト)</p> <p>(2) 観光と連携した都市農村交流推進 (グリーン・ツーリズム)</p> <p>(3) 定住促進</p> <p>(4) 都市人材の活用推進 (田舎で働き隊)</p> <p>(5) 農村環境の活用推進</p> | <p>小学校をはじめとする子供の農山漁村における宿泊体験活動を受け入れるための地域の組織化、人材育成、プログラム開発及び安全管理体制の確立等の受入体制を構築する取組</p> <p>観光と連携した都市と農村の交流を行うための地域の組織化、人材育成、コンテンツ開発及び情報発信等の基盤づくりのための取組</p> <p>地域への定住を促進するための空き家等の生活情報の総合的な提供、定住後の地域活動への参画や地域での起業促進に向けた体制整備及び企業等との連携による長期滞在プログラムの策定等集落が行う定住を促進する取組</p> <p>集落の抱える課題の分析に基づき課題解決を図るために必要な都市の人材の確保並びに地域資源を活用した事業の創出及び発展に関する実践的な研修に従事する都市の人材の確保のための取組</p> <p>集落が有する農村環境の魅力を再認識するための調査や分析、農村環境保全に資する実践活動を行うための地域の組織化や人材の確保及びブランド化や交流会等の農村環境を活</p> | <p>本事業の事業実施主体は、以下に掲げる団体のうち、農村振興局長が別に定める公募要領により応募したもの中から選定された団体とする。</p> <p>集落機能が低下するなどにより、地域の活性化を図る必要がある地域で活動する団体であり、かつ、農村振興局長が別に定める集落協定を定めた団体 農村振興局長が特に必要と認める団体等</p> | <p>次に掲げる要件を全て満たすこと。</p> <p>(1) 農林漁業者（これに準ずる者を含む。）が取組の中心的役割を担うこと。</p> <p>(2) 自立的・継続的な取組であって、効果が見込まれること。</p> | <p>定額</p> |

| | | | | |
|---------------------|---|--|--|--|
| | 用した活性化のための取組 | | | |
| (6) 集落型産地振興 | 産地振興・交流を目指す集落において、特色ある農産物の導入等を可能とする基盤整備の仕様やかん水の方法の検討、新たな営農体系を踏まえた水利使用の検討及び実需者との連携を促進するための取組 | | | |
| (7) 都市農業の振興 | 都市農業の機能及び効果に関する都市住民の理解を促進するとともに、都市農地の保全や都市農業の振興を促進する取組 | | | |
| (8) 医療・介護の場としての活用推進 | 農山漁村を医療・介護の場として活用するための、医療機関、福祉機関、大学等と農山漁村との連携による新たな協働を促進する取組 | | | |
| (9) 生活条件確保 | 交通手段の確保や、高齢者の介護・見守り、日用品の確保といった生活条件の確保に必要な取組を実施するための検討、人材育成、組織化等の体制整備のための取組 | | | |
| (10) 地域提案型活動 | 事項1の(1)から(9)までに該当しない取組であって、集落ぐるみで行う創意工夫にあふれた都市と農村の交流を通じた地域を活性化させる取組 | | | |

| | | | | |
|------------------------|---|---|---------------------------------------|-----------|
| <p>2 食と地域の交流促進支援対策</p> | <p>小学校の農山漁村における宿泊体験活動、観光関係者と連携した訪日外国人旅行者の受入等の普及拡大を図るために行う、個々の集落では対応できない専門的技術的課題の調査、研究及び普及活動</p> | <p>本事業の事業実施主体は、以下に掲げる団体のうち、農村振興局長が別に定める公募要領により応募したもののの中から選定された団体とする。</p> <p>農業協同組合 農業協同組合連合会 森林組合 森林組合連合会 生産森林組合 漁業協同組合 漁業協同組合連合会 漁業生産組合 全国農業会議所 都道府県農業会議 農業委員会 農事組合法人 農業生産法人 特定非営利活動法人 一般社団法人又は一般財団法人 公益社団法人又は公益財団法人 特例社団法人又は特例財団法人 土地改良区 土地改良事業団体連合会 地方公共団体が出資する団体 商工会 商工会連合会 商工会議所 商工会議所連合会 観光協会</p> | <p>都市農村交流を推進するための目標が適正に設定されていること。</p> | <p>定額</p> |
|------------------------|---|---|---------------------------------------|-----------|

| | | | | |
|--------------|---|---|--|------------|
| | | 旅行業者の組織する団体 地域住民の組織する団体 農村振興局長が特に必要と認める団体 | | |
| 3 都市農業振興整備対策 | 都市農業の機能及び効果に関する都市住民の理解を促進するとともに、都市農地の保全や都市農業の振興を促進するために必要な施設等整備 (1) 都市農業条件整備 持続的な営農展開等に必要な簡易な基盤整備、簡易な施設整備、市民農園等の整備 ア 簡易な基盤整備 (ア) 農地の整備 区画整理、耕土補給、深耕、心土破砕等、土壌改良材投入等 (イ) 農用地の保全 農地及び農業用施設の災害を防止するため行う土留石垣擁壁等の施設の新設又は改修 (ウ) 耕作道整備 耕作道及び簡易な橋の新設又は改修 (エ) 用水施設整備 用水路の新設又は改修、井戸整備、貯水施設整備及びかん水施設整備 (オ) 排水施設整備 排水路の新設又は改修、暗渠排水整備、承水路整備及び浸透枘等設置 (カ) 営農飲雑用水施設整備 家畜の飼育、園芸作物等の栽培（かんがいを除 | 本事業の事業実施主体は、以下に掲げる団体のうち、農村振興局長が別に定める公募要領により応募したもの中から選定された団体とする。 農業協同組合 農業協同組合連合会 森林組合 森林組合連合会 生産森林組合 漁業協同組合 漁業協同組合連合会 漁業生産組合 全国農業会議所 都道府県農業会議 農業委員会 農事組合法人 農業生産法人 特定非営利活動法人 一般社団法人又は一般財団法人 公益社団法人又は公益財団法人 特例社団法人又は特例財団法人 土地改良区 土地改良事業団体連合会 地方公共団体が出資する団体 商工会 | 次に掲げる要件を全て満たすこと。 (1) 都市農地の保全や都市農業の振興を促進するための目標が適正に掲げられていること。 (2) 農村振興局長が別に定める基準に適合するものであること。 | 定額(2分の1以内) |

| | |
|--|--|
| <p>く。)、農産物の洗浄等を 主とする営農飲雑用水施 設</p> | <p>商工会連合会 商工会議所 商工会議所連合会</p> |
| <p>イ 簡易な施設整備 (ア) 農機具等保管施設 施設において使用する 農機具等の保管を目的と した施設</p> | <p>地域住民の組織する団体 市町村等 農村振興局長が特に必要と 認める団体</p> |
| <p>(イ) 6次産業化関連推進施 設 加工施設等の6次産業 化の推進を目的とした施 設</p> | |
| <p>(ウ) 農薬飛散防止施設 農薬飛散の遮断を目的 とした施設</p> | |
| <p>ウ 防災設備整備 防災兼用井戸及び水路の 施設整備</p> | |
| <p>エ 市民農園等整備</p> | |
| <p>a 市民農園の用に供する 農地の整備及び市民農園 整備促進法第2条第2項 第2号(平成2年法律第 44号)に定める農地に 附帯して設置される施設 のうち、農機具収納施設、 給排水施設、園路、植栽、 ごみ置場、休憩施設、便 所、手洗場、駐車場、照 明施設等</p> | |
| <p>b 附帯施設のほか、市民 農園と連携し農園で収穫 した農作物等の調理及び 加工など農園利用者と地 域住民との交流の場とな る交流加工体験施設の整</p> | |

| | | | |
|--|--|--|--|
| | <p>備。なお、本施設整備に当たっては、農園利用者の過半数が見込める場合に限る。</p> <p>オ 水辺環境整備 既存の農業水路施設等を活用した親水護岸、せせらぎ水路等</p> <p>(2) 特認事業 (1) に掲げる簡易な基盤整備等のほか、都市部での農業振興に必要な施設等で必要不可欠であると地方農政局長等が認めるものに限る。</p> | | |
|--|--|--|--|